

刑法の一部改正に伴う関係条例及び関係規則の整理（素案）について

1 趣旨

令和4年（2022年）6月、刑法（明治40年法律第45号。以下「法」という。）が改正され、刑事施設における受刑者の処遇のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わるものとして、拘禁刑が創設されました（令和7年（2025年）6月1日施行）。

【法改正の概要】

◎懲役及び禁錮の廃止

- ・ 懲役は、刑事施設に拘置して 所定の作業を行わせる。
- ・ 禁錮は、刑事施設に拘置する。



◎拘禁刑の創設

- ・ 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。
- ・ 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

※ 拘禁刑を創設することで、一律に作業を行わせるのではなく、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進（指導の例）

- ・ 若年の受刑者への学力向上のための教科指導
- ・ 高齢又は障害を有する受刑者への社会適応に必要な知識・能力を付与する改善指導

道では、地方自治法（昭和22年法律第67号）等に基づき、条例及び規則（以下「条例等」という。）において懲役又は禁錮を科する旨の規定等を設けているため、法改正に伴い、これらの条例等の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正します。

2 改正の内容

条例等の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- ・ 懲役又は禁錮を科する旨を規定する条例等 22件（条例21件、規則1件）
- ・ その他規定中の文言整理を行う条例等 24件（条例12件、規則12件）

※ 改正する条例等の一覧は別紙のとおり。

3 今後のスケジュール

- ・ 関係条例の改正案については、令和6年第4回北海道議会定例会に提案予定。
- ・ 改正後の条例等の施行期日は、令和7年6月1日（法改正の施行期日と同日）を予定。